

議案第 61 号

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の規約変更について、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成19年9月7日提出

生駒市長 山下 真

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部を改正する規約

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約（平成17年1月1日奈良県指令市町村第989号）の一部を次のように改正する。

第17条中「郵便貯金又は」を削る。

附 則

この規約は、平成19年10月1日から施行する。